

 平成 年 月 日 税務署長殿		所管	業種目	概況書	要否	青色申告 一連番号
納税地	電話( ) -	事業種目	整理番号 事業年度(至) 年 月 日 売上金額 兆 十億 百万 申告年月日 年 月 日	申告区分 庁指定 局指定 指導等 区分 年 月 日	通信日付印 確認印 省略 年 月 日	申告書 適用額明細書提出の有無 有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 税理士法第30条の書面提出有 <input type="radio"/> 税理士法第33条の2の書面提出有 <input type="radio"/>
(フリガナ)						
法人名		経理責任者自署押印 	貸借対照表、損益計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書	添付書類	年 月 日	年 月 日
(フリガナ)		旧納税地及び旧法人名等				
代表者自署押印 						
代表者住所						

平成 年 月 日

事業年度分の

申告書

平成 年 月 日

所得金額又は欠損金額 (別表四「47」の①)	十億	百万	千	円	この申告による還付金額	十億	百万	千	円
1					所得税額等の還付金額 (40)	14			
法人税額 (32)					中間納付額 (12)-(11)	15			
法人税額の特別控除額 <small>(別表六「27」(別表六「17」(別表六「10」(別表六「12」(別表六「13」(別表六「14」(別表六「15」(別表六「16」(別表六「17」(別表六「18」(別表六「19」(別表六「20」(別表六「21」(別表六「22」(別表六「23」(別表六「24」(別表六「25」(別表六「26」(別表六「27」(別表六「28」(別表六「29」(別表六「30」(別表六「31」(別表六「32」(別表六「33」(別表六「34」(別表六「35」(別表六「36」(別表六「37」(別表六「38」(別表六「39」(別表六「40」(別表六「41」(別表六「42」(別表六「43」(別表六「44」(別表六「45」(別表六「46」(別表六「47」(別表六「48」(別表六「49」(別表六「50」(別表六「51」(別表六「52」(別表六「53」(別表六「54」(別表六「55」(別表六「56」(別表六「57」(別表六「58」(別表六「59」(別表六「60」(別表六「61」(別表六「62」(別表六「63」(別表六「64」(別表六「65」(別表六「66」(別表六「67」(別表六「68」(別表六「69」(別表六「70」(別表六「71」(別表六「72」(別表六「73」(別表六「74」(別表六「75」(別表六「76」(別表六「77」(別表六「78」(別表六「79」(別表六「80」(別表六「81」(別表六「82」(別表六「83」(別表六「84」(別表六「85」(別表六「86」(別表六「87」(別表六「88」(別表六「89」(別表六「90」(別表六「91」(別表六「92」(別表六「93」(別表六「94」(別表六「95」(別表六「96」(別表六「97」(別表六「98」(別表六「99」(別表六「100」)</small>	3				外 欠損金の繰戻しによる還付請求税額	16			
差引法人税額 (2)-(3)					計 (14)+(15)+(16)	17			
リース特別控除取戻税額 (別表六(二十六)「31」)					この申告が修正申告である場合 この申告による 所得金額又は欠損金額	18			
土利課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(三)「20」)			0	0	課税土地譲渡利益金額	19			
同上に対する税額					法人税額	20			
土利譲渡金 (33)+(34)+(35)					外 還付金額	21			
法人税額計 (4)+(5)+(7)			0	0	外 この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((13)+(21)又は(21)-(17))	22			0
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額					欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)+(別表七(二)「21」又は別表七(三)「19」)	23			
控除税額 ((8)-(9)と(38)のうち小さい金額)					翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七(一)「5」の合計)	24			
差引所得に対する法人税額 (8)-(9)-(10)				0	この申告の修正の正る場合 この申告による 還付金額又は災害損失金	25			
中間申告分の法人税額				0	0	26			
控引この申告の中間申告の場合にはその戻り納付する税額とし、マイナス(11)-(12)				0	0	27			
法人税額 (1)の金額又は800万円×12相当額のうち少ない金額				0	0	(27)の15%相当額	30		
法人税額 (1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)-(27)				0	0	(28)の19%相当額	31		
所得金額 (1) (27)+(28)				0	0	法人税額 (30)+(31)	32		
土税額 土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)				0	0	土税額 土地譲渡税額 (別表三(三)「23」)	35		0
同 上 (別表三(二)「28」)				0	0				
控除税額 所得税の額 (別表六(一)「6」の③)						決算確定の日 平成 年 月 日			
外国税額 (別表六(二)「16」)						中間申告の場合にはその計算期間 平成 年 月 日			
計 (36)+(37)						還付を受けるようとする金庫・組合 農協・油協 銀行 本店・支店 出張所 預金 郵便局名等			
控除した金額 (10)						ゆうちょ銀行の貯金記号番号			
控除しきれなかった金額 (38)-(39)						※税務署処理欄			